

令和6年度 公文書開示請求（1月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6.11.12	R7.1.10	・5環改化第164号 令和4年度 地下水の水質調査の結果について（通知） ・5環改化第777号 令和5年度 地下水の水質調査の結果について（通知） ・事務連絡 令和5年度 地下水の水質調査の結果について（お詫び） ・5環改化第803号 令和5年度 地下水の水質調査の協力について（依頼） ・5環改化第818号 令和5年度 地下水の水質調査の協力について（依頼） ・5環改化第825号 令和5年度 地下水の水質調査の協力について（依頼） ・5環改化第885号 令和5年度 地下水の水質調査への協力について（依頼） ・6環改化第122号 令和5年度 地下水の水質調査(その2)の結果について（通知） ・6環改化第202号 令和5年度 地下水の水質調査の結果について（通知） ・6環改化第357号 PFOS等の地下水調査(概況調査)結果確定値公表について ・3環改化第31号 令和2年度地下水水質追加調査結果の通知について ・3環改化第667号 令和3年度地下水の水質調査の結果通知について ・3環改化第723号 令和3年度地下水継続調査Ⅱの協力について（依頼） ・4環改化第133号 令和3年度地下水水質調査結果（2）の通知について ・4環改化第784号 令和4年度地下水継続調査（2）の協力について（依頼）	664		1													別紙6のとおり	環境局 環境改善部 化学物質対策課
2	R6.11.12	R7.1.10	(1) 平成31年1月1日から令和5年3月31日までの人の口に入りうる地下水のPFAS汚染の調査結果に関する、井戸の設置者（管理者）と都のやり取り（相談・助言・要請等）にかかる決裁文書。 (2) 平成31年1月1日以降、現在までに作成・保有する都や設置者（管理者）の対応、厚生労働省・消費者庁と都のやり取りにかかる文書等。					1											(1) 対象公文書については、現に保有しておらず、存在しない。 (2) 対象公文書については作成及び取得しておらず、存在しない。	環境局 環境改善部 化学物質対策課
3	R6.11.12	R7.1.10	・5環多改第525号「令和5年度地下水概況調査結果について（通知）」 ・6環多改第85号「令和5年度地下水水質調査（概況調査）その2の結果について（通知）」	168		1					1	1			1				別紙7のとおり	環境局 多摩環境事務所 環境改善課

令和 6 年度 公文書開示請求（1 月決定分）

[illegible]

開示しない部分（不開示情報）		不開示条項	不開示理由
1	井戸の所在地（町名番地）及び井戸名称、調査井戸、井戸の所有者の氏名（名称）、住所、属性情報（個人、法人、行政機関の別などに関する情報）、水質調査依頼文書等の宛先	条例7条6号	探水の調査依頼を行う際には、井戸所有者名及び井戸の所在地を公表しないことを条件にして協力を得ており、実際に各調査対象井戸の有機フッ素化合物等の濃度は、井戸の具体的な位置が特定されない形で公表されている。このため、これら井戸の所在地に係る情報を公にした場合、風評被害や地価の下落等が生じ、井戸所有者（個人、法人又は行政機関）の利益を不当に損ねるおそれがある。その結果、今後東京都が行う類似の調査においても協力を得られなくなり、地下水の汚染調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
		条例7条2号、3号、6号	井戸所有者が個人である場合は、特定の個人を識別できる情報であるため7条2号に該当する。また、法人所有である場合は、公にすることにより、公表されている有害物質の調査結果と合わせることで、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため7条3号に該当する。さらに、行政機関（関係区市町村）の所有である場合、公表されている有害物質の調査結果と合わせることで、井戸の所在する行政施設の管理運営に際し、地域住民等から無用の混乱や憶測を招き、当該施設の管理運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため7条6号に該当する。
2	井戸の深さ・種類に関する情報、井戸の用途、掘削時期、設置年、取水施設（井戸周囲の状況、井戸位置図、井戸見取図等）及び水質（水温、ph値、電気伝導率、溶存酸素、臭気、色相等）に関する情報	条例7条6号	公にした場合、既に開示されている井戸の住所のブロック名称や、公表されている井戸の情報等と照合することで、井戸の所在地及び井戸の所有者を相当程度特定することが可能であり、その結果、調査対象井戸の所有者が今後東京都の行う類所の調査に対する協力を躊躇することとなり、地下水の汚染調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
3	井戸の所有者を除く不開示とした個人（行政機関（関係区市町村）の職員、法人の従業員等）の氏名、電話番号	条例7条2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。
4	東京都職員等のメールアドレス	条例7条6号	公にすることにより、本来の業務目的以外のメールが送付され、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

一部開示決定通知書 別紙 7

	開示しない部分（不開示情報）	不開示条項	不 開 示 理 由
1	井戸の所在地（町名番地）及び郵便番号並びに井戸の所有者の氏名（名称）、住所、電話番号及び属性情報（個人、法人、行政機関の別などに関する情報）。 また、発送文書及び手段並びに公印省略の有無、及び、施行文決定文の不開示とした部分	条例 7 条 6 号	採水の調査依頼を行う際には、井戸所有者名及び井戸の所在地を公表しないことを条件にして協力を得ており、実際に各調査対象井戸の有機フッ素化合物等の濃度は、井戸の具体的な位置が特定されない形で公表されている。このため、これら井戸の所在地に係る情報を公にした場合、風評被害や地価の下落等が生じ、井戸所有者（個人、法人又は行政機関）の利益を不当に損ねるおそれがある。その結果、今後東京都が行う類似の調査においても協力を得られなくなり、地下水の汚染調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
		条例 7 条 2 号、 3 号、6 号	井戸所有者が個人である場合は、特定の個人を識別できる情報であるため 7 条 2 号に該当する。また、法人所有である場合は、公にすることにより、公表されている有害物質の調査結果と合わせることで、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 7 条 3 号に該当する。さらに、行政機関（関係区市町村）の所有である場合、公表されている有害物質の調査結果と合わせることで、井戸の所在する行政施設の管理運営に際し、地域住民等から無用の混乱や憶測を招き、当該施設の管理運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 7 条 6 号に該当する。
2	市町村のメールアドレス	条例 7 条 6 号	公にすることにより、本来の業務目的以外のメールが送付され、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。